

令和３年度第１回広島県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 令和３年１０月２８日（木）１４：００～１５：４０
- 2 場 所 広島県庁北館４階 第３委員会室（Web 会議併用）
（広島市中区基町１０番５２号）
- 3 出席委員 伊木委員，上田委員，岡山委員，小玉委員，田邊委員，中原委員，
平野委員，宮川委員，山田委員
- 4 議 題 屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の移譲について
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 都市総務グループ
TEL.（０８２）５１３ － ４１１１（ダイヤルイン）
- 6 会議の内容
 - (1) 開会
 - (2) 広島県都市建築技術審議官あいさつ
 - (3) 出席委員紹介
 - (4) 会長の選任等
 - ア 委員の互選により田邊委員が会長に選任された。
 - イ 田邊会長が山田委員を職務代理者に指名した。
 - ウ 田邊会長が平野委員と上田委員を議事録署名委員に指名した。
 - (5) 議事
 - ア 委員総数１０名中９名が出席しており，広島県屋外広告物審議会規則第７条の規定による定足数を満たしていることを確認した。
 - イ 屋外広告物規制の概要について，事務局から説明した。
 - ウ 議題に関する審議内容
以下のとおり

議案 屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の移譲について

○田邊会長 それでは、議案のご審議をお願いいたします。付議案件は、先ほどご説明がありましたように「屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の移譲について」ということでございます。

本日は、まず、事務局から内容についてご説明いただきますが、その後に、議案に関連する事項として、竹原市都市整備課の課長から、現在策定を進めておられる景観計画あるいは新条例における屋外広告物の規制内容等についてご説明をいただきます。

通常は事務局の方で説明していただいているわけですが、今回は特に竹原市の方からご説明をいただきたい旨の要望がありましたので、これを認めています。

それでは、このことについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 今回、竹原市からご説明いただく趣旨については、後ほど詳しく説明させていただきますが、屋外広告物法では、景観行政団体となった市町は屋外広告物行政ができることとされています。具体的には、国から通知文が出されており、市町が景観計画において、屋外広告物に関する事項を定めたときは、屋外広告物行政を担えない場合等を除き、原則として、移譲が行われることが望ましいとされています。

こうしたことから、屋外広告物行政を担うことができるかどうかという事を、竹原市をお招きし、市が策定を進めている景観計画の内容、取組方針等について説明をしていただいて、意欲、能力があるか、また、この取組に対するご意見等も色々と出していただき、審議をしていただきたいと考えています。竹原市都市整備課の広近課長に来ていただいています。よろしく願いいたします。

○田邊会長 それでは、事務局の方からご説明をお願いします。その後に竹原市の方からご説明をお願いします。よろしく願いいたします。

○事務局 まず私から資料1を説明させていただき、その後に竹原市が策定を進められている景観計画等の内容について説明させていただきます。資料1をお開きください。

「屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の移譲」について、ご説明いたします。

「1 趣旨」ですが、景観行政団体である竹原市は、現在、景観計画の策定を進めており、この計画において、屋外広告物等の表示・設置の制限に関する事項を定めることとしていることから、今後、景観行政と屋外広告物行政を一元的に主体的に行えるよう、屋外広告物法第28条の規定に基づき、屋外広告物条例の制定及び改廃の権限を竹原市に移譲したいと考えているものです。なお、この条例制定等の権限については、平成19年に尾道市、令和2年に廿日市市に移譲しており、今回、竹原市で3例目となるものです。

次に、「2 関連法の概要」です。まず景観法ですが、この法律は平成16年に制定されており、景観行政団体は、景観計画を定め、良好な景観の形成のため、建築物等のデザインや色彩、あるいは高さ等の制限等を行うことができるとされています。

この景観法の制定を受け、同年、屋外広告物法が改正されていまして、後ほど2ページで説明しますが、第28条の規定が追加されました。これにより、政令市あるいは中核市以外の景観行政団体である市町村は、都道府県と協議の上、県の条例に定めることにより、独自の屋外広告物条例を制定することができることとなったものです。

この景観行政団体について、広島県に当てはめたのが、中央あたりに示している図です。景観行政団体とは景観行政を担う主体であり、都道府県である広島県、政令市である広島市、中核市である福山市、呉市が基本的な景観行政団体になります。更に、その他の市町についても、県知事との協議により、景観行政団体になることができるというものです。現在、広島県において、県知事との協議を経て景観行政団体となっている市は、三次市、尾道市、廿日市市、竹原市です。このうち、尾道市に対しては平成19年、廿日市市に対しては令和2年に、条例制定等の権限を移譲しています。

次に、景観行政団体が定める景観計画の内容です。ページの一番下に示しているとおり、必須事項と選択事項がありまして、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」は選択事項になっており、必ずしも、景観計画に定めなければならない事項ではありません。

2ページをお開きください。屋外広告物法第 28 条では、都道府県は条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村に、屋外広告業に関する規制を除き、屋外広告物規制等を定める条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を移譲することができる、とされています。

この屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲に対する考え方については、平成 16 年 12 月 17 日付けの「屋外広告物法の一部改正について」という国の通知によりまして、「この改正は、屋外広告物行政を行う意欲と能力を有する普通市町村も景観行政と屋外広告物行政を一体的に行うことを可能としたものです。したがって、景観計画において「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた普通市町村である景観行政団体に対しては、当該普通市町村の体制が明らかに屋外広告物行政を担えない場合等を除き、原則として、都道府県から屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲が行われることが望ましい」と示されています。

この竹原市の景観計画では、先ほどの選択事項である「屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めることとしていますので、国の通知文で、移譲が行われることが望ましいとされている趣旨も踏まえた上で、竹原市のこの度の計画等の内容について、ご審議いただきたいと思います。

「3 竹原市の景観計画の概要」については、後ほど竹原市から説明していただきますので、ここでは省略させていただきます。

「4 竹原市へ権限を移譲する事務の概要」ですが、屋外広告物法第 28 条に規定されている、移譲が可能な事務の全部を移譲することとしたいと考えています。

具体的には、屋外広告物法第3条の「広告物の表示等を禁止する区域・物件等の設定」、第4条の「広告物の許可等の制限を加える区域の設定」、第5条の「広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等の基準の設定」、第7条の「違反広告物等に対する措置命令及び違反広告物等に対する代執行の実施」、第8条の「除却した広告物等の保管、売却、廃棄等」です。

最後に、「5 広島県屋外広告物条例の改正予定」ですが、年内に改正手続きを行い、令和 4 年 7 月 1 日からの施行を目標に考えているところです。

私からの説明は、以上です。それでは、竹原市に交代させていただきます。

○**竹原市** 竹原市都市整備課長の広近と申します。よろしくお願いいたします。

「竹原市の屋外広告物条例の制定」について、ご説明させていただきます。20 分ぐらいの説明になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

資料ですが、資料2と、添付資料2「竹原市の景観形成ガイドライン」をご覧いただきたいと思いますので、この2つの資料をご用意ください。

まず、資料2で、本日ご説明いたします内容は、大きく4点ございます。

一つ目が「竹原市景観計画の概要」、二つ目が「重点地区の景観形成基準」、三つ目が「屋外広告物の景観形成基準」、四つ目が「今後のスケジュール」についてとなっています。

それでは、資料2の1ページ下段ですが「1 竹原市景観計画の概要」をご覧ください。

「①策定経緯」について説明させていただきます。景観計画の策定については、令和元年度に取組を始めています。令和元年度においては、住民アンケート調査を実施し、公募による市民との景観づくり勉強会を2回実施しています。景観づくり勉強会では、竹原市の魅力的な景観資源の発掘や、美しい景観を後世に残していくための、今後の景観づくりに

ついて、話し合いを行っています。

また、学識経験者や関係団体、関係行政機関で構成する景観計画策定委員会を設置し、様々な議論を行ってまいりました。令和2年度においては、景観計画策定委員会を2回、景観づくり勉強会を2回開催し、景観計画案を策定しています。これらの取組を経まして、昨年10月15日、竹原市は景観行政団体となっております。それから、本年度に入りまして、重点地区4箇所で開催しています。その後、パブリックコメントを実施し、今月19日に第5回の景観計画策定委員会を開催したところです。

続いて、2ページをお開きください。「②景観計画の構成」についてです。景観計画は、「第1章 景観計画の目的」、「第2章 竹原市の景観特性」、「第3章 竹原市が目指す景観づくり」、「第4章 良好な景観形成のための行為の制限」、「第5章 景観重要建造物等」、「第6章 景観まちづくりの推進」の全6章で構成されています。

2ページ下段になりますが、「③竹原市が目指す景観づくり」として、「景観形成の将来像」を記載しています。将来像として、「竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち」とし、「市内に点在する自然資源や歴史資源、伝統行事などの多彩な竹原らしい景観を活かし、賑わいを生むことを目指す」と掲げています。

次に、3ページ上段になりますが、「竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち」とした将来像を実現するための、4つの基本方針を定めています。

一つ目に「まもる」として、竹原固有の景観を守ります。二つ目に「みがく」として、竹原市の魅力を新たに創出し今ある資源を磨きます。三つ目に「ととのえる」として、景観を阻害する要因を改善し周辺景観との調和を図ります。四つ目に「つなぐ」として、市民・事業者・行政が役割を分担し景観づくりの輪を広げます。

続いて、3ページ下段の「④景観計画の対象区域」です。景観計画の対象区域としては、市内全域を計画区域としますが、特に竹原らしい景観を有している4地区を重点地区とし、きめ細かな景観誘導を図ることとしています。

重点地区は、都市計画マスタープランとの整合性、景観づくりの活動状況、市民の意向、既存の景観資源などを踏まえ、「竹原駅前周辺地区」、「竹原シンボルロード周辺地区」、「町並み保存地区周辺地区」、「忠海市街地周辺地区」としています。赤で囲まれた区域が、重点地区の区域となります。

続いて、4ページをお開きください。「⑤重点地区の景観づくり」についてです。

上段が「竹原駅前周辺地区」です。市の玄関口として、竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルート沿道を重点地区とし、「心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり」に取り組むこととしています。

下段が「竹原シンボルロード周辺地区」です。竹原駅から市街地端までの県道竹原港線と国道432号の沿道を重点地区とし、「竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり」と「賑わいと景観が調和した沿道景観づくり」に取り組むこととしています。

5ページ上段が「町並み保存地区周辺地区」です。紫色で着色した区域が町並み保存地区で、周辺の主要沿道と、西方寺普明閣からの連続した町並み景観が望める区域を重点地区とし、「町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり」に取り組むこととしています。

下段が「忠海市街地周辺地区」です。歴史と生活が融合したまちなみ景観の保全と、大久野島への観光客等の回遊性向上を図るため、忠海の主要道路沿道と旧市街地の沿道を重点地区とし、「忠海の玄関口として魅力あるまちなみづくり」に取り組むこととしています。

続いて、6ページをお開きください。「2 重点地区の景観形成基準」について説明します。

まず「竹原駅前周辺地区」です。共通事項として、写真にありますように、ノスタルジックな景観が特徴の区域になりますので、その景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街と周辺の賑わいや魅力の創出に努めることとしています。

具体的には、建築物の「①形態」について、景観に調和するよう奇抜なものは避けることや、1階部分では、道路側をガラス等でオープンとする、閉鎖的なシャッターを設けないなど、配慮することとしています。「②意匠」について、商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避けることや、壁面設備及び屋上設備は道路から見えない場所に設置する、あるいは、写真のようにルーバーで修景するなどの工夫をすることとしています。8ページの「③色彩」について、別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮することとしています。

ここで、色彩について説明いたしますので、添付資料2「竹原市景観形成ガイドライン」の31ページをお開きください。色彩基準であるマンセル値の説明です。色相として「色合い」、明度として「明るさ」、彩度として「鮮やかさ」によって、一つの色を表示し、重点地区ごとに、推奨色や基準色、禁止色を設定しています。また、外壁各面の5分の1以上を構成する色を基調色、5分の1未満を構成する色を強調色としています。各重点地区別の色彩基準については、既存建築物の基調色、強調色についての現地調査結果を踏まえての統一感、地区の景観づくりの方向性などを考慮して、設定しています。

32から33ページが「竹原駅前周辺地区」の色彩基準になります。33ページの青枠で囲まれた範囲を、推奨色として、周辺景観との調和を図るために使用することが望ましい色ということにしています。

資料2の8ページにお戻りください。赤枠で囲まれた部分が屋外広告物の景観形成基準です。屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠・色彩等とするよう配慮することとしています。工作物のうち、地上設置型の太陽光発電設備等は、原則禁止としています。

その他として、民地部分のオープンスペース化が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫することとしています。

次に、9ページからが「竹原シンボルロード周辺地区」の景観形成基準です。共通事項として、シンボルロードとしての魅力や活力の向上、西方寺普明閣等からの眺望景観の保全の両立に努めることとしています。

建築物の形態や意匠については説明を省略させていただき、11ページの屋外広告物について説明させていただきます。屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠・色彩とし、西方寺普明閣等からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分については、町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠することとしています。

添付資料2「景観形成ガイドライン」の34から35ページが「竹原シンボルロード周辺地区」の色彩基準になります。35ページの青枠で囲まれた範囲を、推奨色として設定しています。13mを超える部分については、36から39ページの町並み保存地区周辺地区の色彩基準を採用しており、37と39ページの黄枠で囲まれた範囲までを使用可能としています。

資料2にお戻りください。12ページからが「町並み保存地区周辺地区」の景観形成基準になります。共通事項として、町並み保存地区と周辺地域の景観の保全、一体的な歴史まちなみ景観の形成、西方寺普明閣等からの眺望景観の保全に努めることとしています。

建築物の「①形態」について、原則木造とし、高さは原則10m以下、屋根は勾配屋根とし、原則瓦屋根とすることとしています。

14ページをご覧ください。赤枠で囲まれた部分が屋外広告物の景観形成基準です。屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については建築物の色彩基準に準拠することとしており、極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避けることとしています。

添付資料2「景観形成ガイドライン」の36から39ページが「町並み保存地区周辺地区」の色彩基準になります。37と39ページの黄枠で囲まれた範囲までを使用可能としています。町並み保存地区の古くからある建物等、既存建築物などの重厚な色彩を基本として基準色

を設定しており、基準色を超える色彩については禁止色としています。

資料2にお戻りください。15 ページからが「忠海市街地周辺地区」の景観形成基準です。共通事項として、歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮し、地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努めることとしています。

建築物の「①形態」については、黒滝山からの眺望景観に配慮することとし、16 ページにあるように、高さは原則 10m 以下とすることとしています。17 ページの「③色彩」については、添付資料2「景観形成ガイドライン」の 40 から 43 ページが色彩基準になります。41 と 43 ページの黄枠で囲まれた範囲を使用可能としています。

資料2の 17 ページにお戻りください。赤枠で囲まれた部分が屋外広告物の景観形成基準です。屋外広告物は周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮することとしています。

次の 18 ページから 24 ページまでについては、添付資料2「竹原市景観形成ガイドライン」で説明させていただいた色彩基準等とほぼ同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

次に 25 ページをお開きください。「3 屋外広告物の景観形成基準」について説明します。

現在の広島県屋外広告物条例を左側の列に、右側の列に今後として、竹原市屋外広告物条例の規制を記載しています。

現在の広島県屋外広告物条例においては、色彩や周辺景観への配慮について、具体的な基準は示されていません。そのため、「町並み保存地区周辺地区」などで屋外広告物の申請を受けた場合には、口頭により配慮のお願いをすることとしているところです。

今後、竹原市屋外広告物条例においては、重点地区以外では、広島県屋外広告物条例に準拠した規制を定め、また、重点地区内については、それぞれの地区の実情に合った、きめ細かな景観誘導を図っていくこととしています。地区ごとの景観形成基準は、6から 17 ページで説明させていただいた基準の赤枠で囲まれた部分を記載しています。

続いて、26 ページをお開きください。規制内容のイメージを図で説明いたします。

上段が「竹原駅前周辺地区」で、周辺の建築物や景観と調和する意匠・色彩とするよう配慮することとしています。

下段が「竹原シンボルロード周辺地区」で、高さ 13m を超える部分は、西方寺普明閣等からの眺望景観を保全するため、町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠することとしています。

27 ページ上段が「町並み保存地区周辺地区」で、自然素材の広告物にすることや、建築物の色彩基準に準拠すること、強い光や点滅を伴うネオンの使用を避けることとしています。

下段が「忠海市街地周辺地区」で、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮することとし、建物より高い位置に屋外広告物を設置しないこととしています。

最後に 28 ページをご覧ください。「4 今後のスケジュール」となります。上の段から順に、竹原市景観計画策定委員会を今月 19 日に開催したところです。本日の広島県屋外広告物審議会の終了後に、竹原市都市計画審議会を開催します。現在 11 月下旬から 12 月上旬で日程調整中です。その後、広島県議会の議決を得て広島県屋外広告物条例を改正していただき、令和4年3月の竹原市議会に、竹原市景観条例(案)と竹原市屋外広告物条例(案)を上程する予定としています。竹原市条例制定後、周知期間を経て、令和4年7月から施行したいと考えています。

以上で説明を終わります、よろしくお願いいたします。

○田邊会長 ありがとうございます。ただいま県と竹原市の方からご説明がありましたが、これにつきまして、何かご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

○山田委員 よろしいでしょうか、山田です。

○田邊会長 お願いします。

○山田委員 2点あるのですが、まず1点目は、竹原市の話に入る前に事務移譲のことについてご説明いただきましたが、その中で、三次市が平成 17 年に景観行政団体になって、尾道、廿日市、今回竹原と続くわけですが、行政を担えない場合を除いては景観行政団体が権限移譲されることが望ましいとされつつも、三次市が権限移譲されていないのは、どう捉えたら良いのかなと、素朴な質問なのですが、教えていただければと思いました。

続けて2点目ですが、景観計画の中に色々と色彩とか意匠だとかというのは当然だと思うのですが、昨今特に重伝建などの状況を見ると、空き家がかなり増加していて、その対応の仕方によって地区内の防災対策が非常に関係してくるということがよく聞かれます。建物の高さとか色というのはよく分かるのですが、こういう空き家をどうするのかと、実際に地区内にある多くの老朽化した空き家というものを、この計画の中ではどのように捉えるのかなと、別の計画ということなのかもしれないですが、全く触れないで、実効性があるものなのかなと思いましたので、その2点を教えていただきたく手を挙げました。よろしくお願いします。

○田邊会長 事務局からご説明をお願いします。

○事務局 まず三次市の件ですが、ご指摘のとおり、三次市は平成 17 年4月に景観行政団体になっており、景観計画はもちろん策定しているのですが、その後、市独自の屋外広告物条例の制定の予定はないと聞いています。そういったことから県の条例から外れていないというところで、現在も制定等の予定はないと聞いています。

○山田委員 三次市は独自の条例を作らない理由は何かあるのですか。竹原の話なのに、三次の話をするのも恐縮ですが、条例を作らない至らない理由は何かあるのでしょうか。

○事務局 三次市から具体的に聞いてはいないのですが、通常、条例を新たに作るということになりますと、県の条例以上のきめ細かい、そういった行政を展開したいということだろうと思うのですが、現状において三次市では、そこまでの結論には至っていないのであろうと考えています。

○山田委員 分かりました、ありがとうございます。

○竹原市 2点目の質問について、竹原市から回答させていただきます。

たしかに空き家等、農地でいいますと耕作放棄地といったところも、非常に大きな問題になっておりまして、先日行った4つの重点地区説明会でも、参加者から、商店街のいわゆるシャッター通り、空き店舗が増えているという現状があつて、そういった対策も景観計画の中でどのように対応されていくのか、という話がありました。これらは景観を阻害するような要因ともなっていますので、その対策も非常に重要なことだと考えています。市としても、様々な政策的な事業ということで、竹原や忠海の駅前において、空き店舗を活用した、そういった事業をされる場合に助成する制度を設けていまして、実際にかかった費用の2分の1、上限も設けていますが、そのような支援も行っています。

また、そういった事業を行う団体等、竹原でいえば、町づくり会社・いいね竹原というような団体、そういった者が、空き家とか維持管理をしていくとかそういった活用を含めてですが、そういう活動をされていますので、民間の力の協力を得ながら、優れた景観の形成に努めていきたいと考えています。

○山田委員 どこの地域でも空き家やシャッター通りとかいうのは、大変大きな問題だと思うのですが、この景観計画の中には、あえて、空き家とか、その対応の仕方とか、特に重伝建の老朽化した修復補助だとか、ある資料を読んだら修復補助がなされている自治体の中で竹原市は補助率が非常に低いというデータを見つけまして、そうなのかと思ったのですが、その辺の課題であつたり、現実的な問題というのが、なかなか色彩や意匠だけでは何かよく分からなかったの。色々縦割りとは思いますが、横の連携で解決していただ

たい問題ではあります。ありがとうございました。

○**田邊会長** 細かいことを恐れ入りますが、今の話は結局、景観計画に定める事項として入れるということではなく、空き家対策等という、それ以外の事項として所轄が違うということでしょうか。あるいは、この景観計画の中にいずれ盛り込むというような趣旨でしょうか。

○**竹原市** 空き家対策については特に、当然、景観阻害要因になっているという認識もありますし、市の取組としては、それが空き家対策協議会であったりとか、各種助成制度等を設けたり、伝建地区の中におきましては補助率が低いとかいうお話もございましたが、その独自の助成制度であったり、景観づくり団体、実際にもうそのような活動をされている団体もおられますので、そういった方々の支援は現在でも実施しているということで、景観計画の中におっしゃられたような取組を載せるべきではないかというご指摘だったと思いますが、これについては、別の、空き家対策協議会とか、そういったところで取り組んでおりますので、今後、景観計画とは連携して取り組んでいくということを、今は考えているところです。

○**田邊会長** ありがとうございました。山田先生よろしいでしょうか。

○**山田委員** ありがとうございました。

○**田邊会長** 他に何かございますでしょうか。どうぞ、中原委員。

○**中原委員** 権限移譲ということで県の事業が市町に移譲されるというのは、ここ十数年来かなり進んでいっているのですが、肝心なのは予算と人が、この権限移譲とともに動かないと事務が滞る可能性がある。竹原市の方に、この違法屋外広告物の除却であったり、あるいは今ご説明されたようなガイドラインの規制について、これをやろうと思うとかかなりの事務量が発生するのだらうなと思うのですが、そのあたりの予算的なものですね、人はもう無理だと思いますので、これはやっぱり県がしっかり考えないといけないところだらうなと思うのですが、そのあたりを県としてどう考えておられるのかという点。

あとはこのガイドラインがかなり厳しめだなと思って見たのです。今、山田委員のお話でも空き家の話がありましたが、この4つのゾーン、竹原駅前とかシンボルロードとか、この辺りの町並みの景観は、現状、ほぼもうこのガイドラインに沿っているのだと言えるのかどうかですよ。例えばすぐ思いつくのが、コンビニなどの色合いが完全にこの色調が鮮やか過ぎて、外れるのではないかなと思って、今ご指摘をされたご説明をされたこのガイドラインに、空き家とかコンビニとか色々なものがあると思うのですが、今の町並みの現状値はガイドラインの中にあるのかということですよ。そういったことは現状値の認識をどうされたのかという点。

この2点についてお聞きしたい。

○**事務局** 1点目の権限移譲の関係ですが、まず屋外広告物行政については、管理者、責任は広島県にあるのですが、県の特例条例等により、既に市町に事務を移譲しており、許可等の事務については、現に、権限移譲という形で市に行っていただいています。それに加えてこのたび景観計画を策定され、新たによりきめ細かい行政を展開されるということで能力的にはもう既に織り込み済みで、今回、更にそれに加えて市独自の取組を可能とするため、条例を制定されるものと考えています。

その予算ということになりますが、屋外広告物については許可申請の際に申請者から頂く手数料が、現在も竹原市の収入となっています。これまで権限移譲による事務だったものが、市自らが行う事務に変わるだけであり、この許可申請手数料については、今後も竹原市の収入として変わりありません。それと現在は県の特例条例による権限移譲ということで、移譲事務交付金というものがありますが、今後、事務が完全に管理者が竹原市になることで、そういった交付金というものは無くなります。無くなるのですが、それも含めて、竹原市としては、やっぱりこの屋外広告物、景観行政というものを独自にきめ細かくやっていきたいということです。確かにそういった面では厳しくなるのですが、市として今後、景観行政、屋外広告物行政を、主体的にきめ細かくやっていきたいのだという意欲だと考えています。

○**竹原市** 2点目の質問ですが、竹原駅前・竹原シンボルロード・町並み保存地区・忠海市街地、この4地区においては、やはり景観形成基準から外れているものも当然ございます。そもそもこの景観計画を作ろうと、景観行政を進めていこうというきっかけとしまして、竹原は今、観光客がかなり多く訪れる中で、伝建地区、町並み保存地区と調和がとれていないような広告物であったり、建物が建って来ているということであったり、駅前のシャッターが非常に増えてきているという、そういった課題があることから、今回の景観計画策定というところに着手しているものでございますので、この景観形成基準、規制から外れている既存不適格案件というものは当然ありますので、それらについては今後建て替えであったりとか、住民や事業者の皆様が何か行動を変容する時には、その景観形成基準に準拠していただく、景観と調和がとれる建築物や工作物、屋外広告物にさせていただくといったような指導を、これからしっかりしていくと、そういう届け出をしていただいてしっかり行政のほうで監視・監督しながら、住民や事業者の皆様・行政が連携して、優れた景観を次世代まで引き継いでいく。もしくは、空き店舗などの景観を改善して活力あるまちづくりを進めていくと、そのような思いで今回、景観計画を策定していくところでございます。以上です。

○**中原委員** 大変な課題を、竹原市でこれから取り組まれていくということだろうと思いますので、しっかり頑張っていただきたいなということを申し上げておくのと、やっぱり県としては、予算なりノウハウなり、そういうものをよく連携して、このガイドラインに沿った環境・町並みそういったものを作るのに、しっかり補助なりをしていくというのが、これで県は知らないよという姿勢ではなく、色々な形で関わっていただきたいなということを感じたので申し上げておきたい。ありがとうございました。

○**事務局** ありがとうございます。県では、屋外広告物について引き続きしっかりと、こちらもできることを最大限フォローさせていただきたいということと、竹原市が景観の、まちの町並みをきれいにしていくとそういった話なので、県としても、まちなみづくり支援というものも進めておりまして、こういった中でも連携できることがありますので、しっかり竹原市と一緒に、竹原市がより発展していくように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○**田邊会長** 今のご質問にちょっと関連してですが、現在、先ほどの例に挙げられたようなコンビニとか色々問題があって、そういうところは改築等されるときにご指導なさるというのはあると思うのですが、それをしない改築等せずにそのままになってしまっているときに、それを改造するというか修正するための費用等について、補助というのはあるのでしょうか。

○**竹原市** 個人の財産ではありますが、一定の規制を市の方でかけていくということですので、今はまだあくまで財政当局と協議中ではありますが、担当の我々としては必要な改修にかかる費用、そういった基準に適合させるということをされる場合に、できるだけの補助なりをさせていただきたいとは考えております。内部でも協議中であります。

○**田邊会長** ありがとうございます。あと先ほどご説明の概要資料2の一番下のところで、許可等の事務については既に、条例に基づき委任を受けて市町が実施しているということですが、許可等というのはどこまで今委任をされているのか。資料1の2ページの下の方で、権限移譲の事務の内容が列挙されているのですが、今回正式に法28条に基づく権限移譲になるわけですが、実質上この中で例えば許可等の制限を加える区域の設定とか、そういうところはもう市町に移譲されているのでしょうか。あるいは全く初めてということでしょうか。

○**事務局** 資料1の2ページに、4 竹原市へ権限を移譲する事務の概要 とあるのですが、これらにつきましては現在、竹原市の方で既に、特例条例により県に代わって事務をやっていただいています。こういったものが今後は法に基づき移譲されるということなので、竹原市では引き続き同じ業務を行っていくこととなりますが、ただこれまでは、県に代わってやっていたものが、今後は、市自らの条例により色々な基準を作られてやっていくところだけが変わることになります。

○田邊会長 これは除却等についても、既に現在の段階でも委任を受けて竹原市の方でやっておられるということでしょうか。

○事務局 はい、全て入っております。事務を移譲しても引き続き県に残る業務というのが業登録というのがあるのですが、屋外広告業を営む業者さんが登録する制度につきましては、引き続き県の方で、やはり業者さんも幅広い地域で業を展開されておりますので、個々に移譲されると困ることもあるでしょうから、それは広島県が引き続き竹原市内でありましても、業登録の事務はさせていただきます。

○田邊会長 費用については、現在委任を受けてやっておられる時の負担と、今回完全に移譲された場合の負担というのは、負担者が変わってくるということなのですか。

○事務局 基本同じです、これまでも竹原市の方で手数料の徴収もしていただいています。今後は、県に代わってやってもらっていたものが、市自らがやることになるだけで、申請者から見ると変わらない形になると思います。

○田邊会長 それではなくて、先ほどの除却とかそういうところの費用なのですけども。

○事務局 除却等の事務に要する費用ですか。

○田邊会長 はい。

○事務局 それは、実際に事例が近年ないので・・・。

○田邊会長 あまりないですね、実際は。

○事務局 なのでどうかというのは、確認してみないと、今は分かりません。

○田邊会長 分かりました。他に何かご質問等ありましたらお願いします。

○宮川委員 よろしいでしょうか、色彩の件で伺いたいのですが。

添付資料2の 31 ページに基調色と強調色の割合が書いてあり、基調色が大きい面積で建築物等の基調となるとあるのですが、そこが5分の1以上で、その下の強調色が5分の1未満ということで、どうなのでしょう。割合がすごく似ている感じがして、そんなに基調という感じがしないかなというのが一つと、例えば36と38ページにそれぞれ町並み保存地区周辺地区の基調色と強調色の推奨色パレットが配置されているのですが、それが全く一緒なので、これを参考にされる方が、迷われるというか、意味を理解されるのに戸惑われる気がするのですが、ここは、あえてこの推奨色は全く同じにしてあるのでしょうか。

○田邊会長 お願いします。

○竹原市 はい。まず、基調色と強調色、5分の1以上5分の1未満ということで、基調色がその定義として当然建物には1種類とは限りませんので、やはり2色・3色とある場合もありますので、基本的にはその5分の1以上あるものについては全て基調色というふうに定義をさせていただいているところです。36と38ページは基調色と強調色パレットとして代表例ということで挙げさせていただいていまして、町並み保存地区を象徴するような重厚なイメージを想定、イメージしていただきたいということで、推奨色のパレットを代表として出させていたっているものです。実際は37ページ、こちらがまた代表にはなるのですが、基調色については青枠で囲まれた部分が推奨色ということで、町並み保存地区の建物の壁面のベースとなるものについては、こちらを使ってください、ということになります。あくまでも代表ということですので、実際には、事業者に対しては丁寧にご説明をさせていただくことになるのかなと思っています。

○宮川委員 37と39ページを拝見しているのですが、だから、推奨色が同じマンセル値のところに枠が設定されているので、31ページでは、外壁に一定割合で使用することによってその強調感を出すというふうにおっしゃっているのに、この色彩パレットだと、強調するというより、統一感を出しちゃうみたいな感じになると思われるのですが、どうなのでしょう。強調しない感じがするのですが、全部おしなべて同じような色にしてくださいってふうに誘導されている感じに見えるのですけど。

○竹原市 強調色が存在感を示すようなパレットになっていないというご指摘でしょうか。

○宮川委員 はいそうです。その次もそうなのですが、忠海市街地も多分同じような感じで、推奨色は基調色も強調色も同じマンセル値を示していますので、この2つの地域においては、強調色を使わないようにと理解すれば良いのでしょうか。あまり強調させないようにという、そういう町にしたいということで理解は合っているのでしょうか。

○竹原市 基本的に町並み保存地区周辺地区ということですので、やはり、竹原の町並み保存地区、伝統的建造物群保存地区と調和を図るような地区にしていきたいということです。市としては、可能な限りその強調色においても重厚なイメージの色にさせていただきたいという思いはありますので、強調色についても、こういうパレットにさせていただいているということと、忠海市街地周辺地区も、町並み保存地区とやはり似ておりまして、歴史的に寺社・仏閣であったり、やはり歴史的な建物が多いということもございますので、逆にそういった町並み等景観と調和して重厚なイメージのあるまちなみづくりを進めていきたいということで、こういう強調色のパレットを代表的な例として挙げさせていただいているというところでございます。

○田邊会長 ちょっと私から補足…。ということは、逆にいうと竹原駅前とか、竹原シンボルロードのところは、強調色の基準は設けていないということは、つまり5分の1を超えない範囲では、この基調色から若干ずれてきても構わない、賑わいとか活性化という意味から構わない。それに対して、今問題になっているところは、もうそういうのはダメだというか、一応そういうのはご遠慮いただきたいと、そういう趣旨ですよね。

○竹原市 そうです。おっしゃるとおり、駅前周辺地区やシンボルロード周辺については、やはり商業等を行っているので、強調色については特にそういう規制を設けていないというところですよ。

○田邊会長 だから、たぶん宮川委員のご理解で良いのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○宮川委員 ありがとうございます、分かりました。

○田邊会長 他に何かご意見ありますでしょうか、お願いします。

○小玉委員 質問意見というより、要望なのですが、すみません。どちらかというと、許可等を提出する側なので。今補助金の話が出たときに、そういうものがあることを知らなかったもので、使ったことが無いので、出来れば設計事務所とか、施工サイドというか、計画サイドの方とかにも、補助金関係がもし出るようなら、周知していただけるとありがたいです。

○竹原市 はい、ご指摘ありがとうございます。当然、条例が施行されて、この制度が運用されると、合わせてそういう補助制度もスタートするということになれば、屋外広告物の事業者さんであったり、建築設計事務所さん、建築に携わるような方々に、何らかの方法で周知できるようにというのはしっかり考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○小玉委員 ありがとうございます。

○田邊会長 他に何かご意見等ありますでしょうか。どうぞ、岡山委員。

○岡山委員 前は廿日市市で、同じ議論がこの審議会であったのですが、一般的に法で定める屋外広告物の定義では、ガラスの内側にある、内側から貼っているサインは屋外広告物ではないという事になっているのですが、廿日市市は、一部のエリアでは独自に、それも規制対象にされたかと思うんですね。それから、今全国でも屋外に向けて、ガラスの内側、ショーウィンドウの中に掲示しているものについても、屋外広告物とみて規制の対象にしている所もちらほら出てきています。それについて竹原市がどのようにお考えかという事。

もう一つ、最近ではLEDのビジョン、サインが非常に増えていまして、コンテンツもどんどん変わるものですが、申請に行くと結局何を表示するかについては規制出来ない、というのが実際の所で、大きさや構造ぐらいしか見られずに申請がそのまま通って、中身については、

仮にものすごく卑猥な映像が出ても許可になってしまっている、というのが実情だと思います。これについては、日本全国どこかの行政の情報を聞いても、頭を悩ませていらっしゃるようですが、竹原市さんは、特に考えていらっしゃるかなというところ、特に大きさ、県としても、今後どうかという事と、大きさについてはエリアについて、もっと規制をしてもいいのではないかと、私は設置する側なのですけども、思っています。

広島市の話で恐縮ですが、平成27年7月だったか、景観条例が大きく変わりまして、広島市内のエリア、色々な所で景観等厳しくなりましたが、広島駅前に大きなLEDビジョンが付きました。あそこは景観区域で、私共も看板設置に行ったのですが色とかなんとか色々な規制があつて厳しい中でやったのに、非常に大きいあんな派手なビジョンが出てて、こんなの許可が出たのかと思ったが許可が出ているということでした。しかも行政も広告を出しているとか。ということで、高層ビルも建ったけど、せっかく何か落ち着いている色合いで、賑やかさと落ち着きの狭間でいいのかなと思っていたら、非常にピカピカ光っているので、なにかちょっと残念だなと私は思ったのですが、今後の県についても、竹原市さんについても、LEDのビジョンについての考え方を教えていただきたい。

光るものについては、やはり、町並み保存地区の所だけに入っているの、そういう意味なのかなと思っていますが、その他のエリアについてはどうなのかなと思っています。

また、先ほど会長から話がありましたけども、除却とか行政代執行について、今年他県でありまして看板業界では凄いニュースになりました。他地方の外の人間からすると、県はよくやった、汚い看板、危ない看板、違法看板を強制的に撤去してくれたと、思ったのですが、地元の看板屋さんに聞くと、やられたと、見せしめにあつたと、つるし上げられたというような意見もありました。難しいところだと思うのですが、私としては、見せしめになったとしても、コンプライアンスを守っていかなければいけないという事があると思うので、簡易除却にしても行政代執行にしてもどんどんやって、申請とか色々なことをきちんとなさなければ、屋外広告業はやっていけないのですよ、広島県下で屋外広告業をやるには、コンプライアンスきちんとかやらなければ駄目なんですよというのを、行政から厳しく取り締まっていれば、予算の話も出ましたが、申請手数料で収入が逆に増えると思いますし、潤沢に回せるのではないかなとも私は思っていますので、これは意見としてですが除却や行政代執行も是非取り組んでいただけたらと思います。以上です。

○田邊会長　いくつか出ましたが、順にお願いいたします。

○事務局　貴重な意見、ありがとうございます。まず私の方から何点か、回答というか考えをお返ししたいと思います。まず屋外広告物の許認可は、中身の議論というのは、やはり難しいところが現にありまして、国のガイドラインなどでも、基本的に中身については、中身の内容によって違うセクション、仮にそれが道徳上とか、明らかにおかしいものがあれば、そちらの方から指導していただくような形になりまして、そこは連携してやるしかないと思っています。ですけども、あくまでも屋外広告物の大きさ、規格、構造が大丈夫か、そういった観点からの審査にやはりなってしまうというのが現状としてございます。

ただ、それがいいのだという思いではなくて、やはり関係機関がよく連携して、そういった町並みが綺麗な状態で保たれるように、皆さんが来て見ていいという風に思えるように、連携して取り組んでいきたいと考えています。

それと同様に、県条例の記載が竹原市の資料でもあったのですが、そういった細かいところまでは規定していなくて、そこはやはり、きめ細かいルール、例えばそういった宜しくない景観上そぐわないような大型看板であっても、それは、景観上本当に配慮してほしいところにあるものと、商業とかそういった経済活動が活発で別にあっても仕方がないというか、溶け込んでいるような、そういった所にあるのでもまた違いますし、そこはやはり町ごとと地区ごとのルールというものもあってもいいのかなと、そういう意味においては各市町においてきめ細

かく作っていただいた方が、より商業と景観とが両立できる町並みができるのではないかと私は私自身思っておりまして、県の条例ではそこまで細かく規定していないので、市町において細かいルールを作っていただく方が、より地域の実情に合った、そういった町並みが形成されやすいのかなと思っております。

それと、除却とかも強権を発動してやった方がいいのではないかというお話なのですが、私も昨年度まである市町に出向していたのですが、そこでかなり、のぼり旗が立った時がありまして、その時は市と県道敷きにも結構のぼり旗が立ったりして、宜しくないという事で、県と市で連携して、そののぼり旗を立てている事業者さんに指導文書を送るなどして、最終的には、除却や強制的な、そういったところに至らず本人さんの方で撤去していただいたということがありました。強制執行というのはやはり最終手段でありまして、こちらも、しっかりとルールというものをお伝えする中で、業者さんの方で付けたものは撤去していただくという形では取り組んでいきたいと、まずはそう思っています。最終的にそれで駄目だという事になれば、最終手段としてそういうものがあるのかなと思っています。以上です。

○田邊会長 その他、ありますか。

○竹原市 1点目の、廿日市市さんのように、内側から貼っている物やショーウィンドウという具体的な個別の細かい屋外広告物の案件が該当するかどうか、現時点で確定させているということではございません。そのあたりは、屋外広告の手引等で竹原市独自のルールを、他市町の状況等も見ながら、今後検討していくということだろうと思います。

ネオンやLEDについては、先ほどご指摘のように、町並み保存地区周辺地区においては設置しないでください、忠海市街地周辺地区においても、やはり歴史的な景観があるので、そういったものの設置は遠慮してください、という景観形成基準にさせていただいています。その他の2地区については、景観形成基準の共通事項で、例えば、竹原駅前周辺地区においてはノスタルジックな景観を阻害しないように配慮する、といった文言を入れています。

策定委員会の中でも色々議論がありまして、重点地区の建物がこの景観形成基準に全て線引きできるかどうかというのは、なかなか難しいところがやはりあるといった学識の方からのご意見もいただきまして、特に調和しているかどうかという判断はなかなか難しいので、景観アドバイザーとして学識の方にも入っていただいて、必要に応じて判断をしていただく、または、案件が大きいものということになれば、市でこれから設立予定の景観審議会というものがありますので、そういったところで調和しているかどうかの判断を行い、事業者に対して勧告であったりとかそういった手続きを進めていくというような規制内容を考えているというところがございます。以上です。

○田邊会長 ついでにご質問。ガラス戸の中での広告というのは、廿日市市でそういう規制をしているというのは、これは屋外とみなすという扱いなのですか、あるいはそのまま普通に見て屋外であるということで、やっているのでしょうか。

○岡山委員 通常、屋外広告物というのは、法で定められている外に貼ってある物ですね。ただ、廿日市市は前回の時に、内側に貼ったものも規制の対象とすると、それが屋外広告物とすると行ったかどうか分かりませんが、規制の対象にはしますと、ただ、ショーウィンドウの中の中ものは多分対象にしていなかったと思います。最近全国では、ガラスの内側もダメ、ショーウィンドウもダメって言ってきている行政地区もあったかと思います。そういう話は聞きますので。

○田邊会長 まあ、条例で、法律を超えて規制してはいけないということでも必ずしも無いかもしれない。そこは色々、表現の自由とか問題があるのでしょうか、難しいですね、この問題は。分かりました、ありがとうございました。

○岡山委員 規制の対象を広げているというだけだと思います。

○田邊会長 他になにか、ありませんか。

【意見・質問なし】

○田邊会長 他にご意見,ご質問等ないようでしたら,最終的に,今までのご議論を踏まえまして,「屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の竹原市に対する移譲」につきまして,お諮り申し上げます。最初に出てきました原案通り移譲するというので,ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

○田邊会長 ありがとうございました。ご異議なしということでございますので,議案については原案通りといたします。

以上で,本日予定しておりました議題が全て終わりましたので,本日の審議会を終わりたいと思います。皆様方には長時間にわたって,ご議論に参加していただきまして,どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。これもちまして広島県屋外広告物審議会を終わります。